

税理士制度は輝きを失っていないか？

日税連「税理士法改正に関する意見(案)
の審議状況」を検証する

主催：税理士制度改革機構

本日の流れ

1. 税理士法改正に関する意見(案)
 - (1) 総論・・・手続の透明性、14項目等々
 - ① 歴史的経緯を確認する
 - ② 受験者動向
 - (2) 各論・・・
 - ① 税理士の信頼性の確保
 - ② 税理士の業務のあり方
 - ③ 税理士の資格取得
2. 公認会計士制度懇談会および中間報告
3. あるべき方向性を探る

総論①

平成13年税理士法改正以降の制度の流れを検証する

1. 平成13年改正の総括
2. フォローアップ検討会
3. 会社法改正
4. 公認会計士法改正
5. 規制緩和、規制改革、規制・制度改革
6. 税理士法改正に対する東京税理士会意見
7. 日税連制度部意見
8. PT案→日税連意見書(案)

総論②

税理士試験受験者の動向

1. 受験者の受験傾向
2. 公認会計士試験の影響
3. 10年後の税理士制度はどうか？

各論③

公認会計士制度改革

1. 平成15年改正の総括
2. 会社法改正
3. 中小企業会計基準
4. 税務業務に対する意見→規制・制度改革
5. 公認会計士制度懇談会及び中間意見書
6. 財務会計士なる資格
7. 制度改革 今後の行方

現状確認

税理士会の主張→資格

- ・税理士法第3条第1項4項(公認会計士の資格自動付与)の廃止と第8条免除規定の整理、

税理士試験の税法科目1科目合格＝税理士試験4科目免除

VS

公認会計士協会の主張→業務

- ・税務業務の独占一部解除＝業務の乗り入れ
- ・財務会計士・・・税理士への自動資格付与はない

業務→監査補助と非監査業務

公認会計士と財務会計士の業務展開

「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告を読み解く

業務の役割分担の再構築

監査業務…監査法人が主役

(チーム作業のため監査のできる公認会計士の数はさほど必要なく、むしろ監査スタッフが必要＝財務会計士の業務)

非監査業務…公認会計士と財務会計士

<検討1> 公認会計士の増員施策は方向転換？



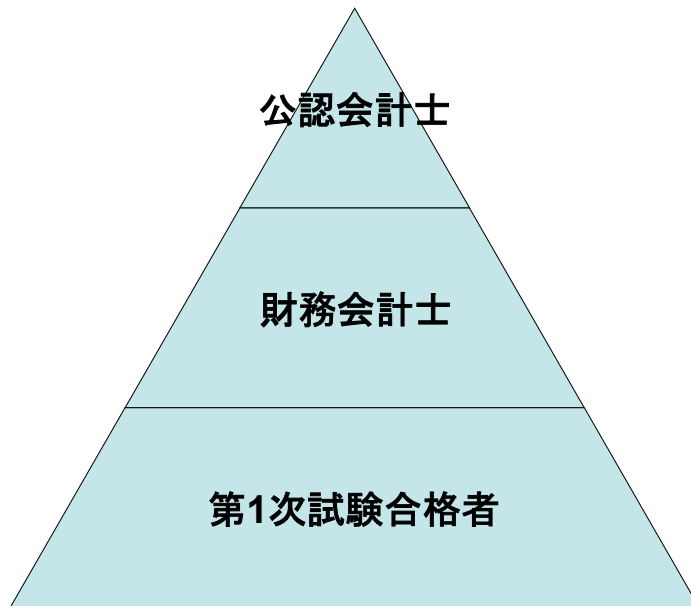
税理士業界への参入は減少するか？

<検討2> 財務会計士の業務には税務業務が含まれないとしているが、企業は財務会計士に税務サービスを求めるのではないか。その場合、財務会計士は税理士の資格を取得するしかなく、規制改革による参入障壁の議論が出てくるのではないか。

→税理士法第52条の是非(弁護士法第72条)

公認会計士制度新試験制度及び科目(タタキ台)

～公認会計士制度懇談会より～



イメージ①

イメージ②

3段階目 試験又は 修了考課	必修→ 監査実務、 税実務	必修→ 監査実務、 税実務
2段階目 試験 論文式 短答式	必修→ 会計学、監査論、企業法、 租税法	必修→会計学、監査論、 租税法 選択→経済学、経営学、 時事、IT、英語
1次試験 短答式	必修→会計学 選択→ 経済学、経営学 時事、 会社法、IT、英語、 法人税法 (国際教育基準)	必修→会計学、企業法、 法人税法

現行公認会計士試験と税理士試験の比較

公認会計士試験

<試験概要>

1. 短答式試験

現在年1回(5月)週末1日、(従来2日間)

H22から年2回実施

科目 企業法(1時間)

管理会計論・監査論(2時間)

財務会計論(2時間)

2. 論文式試験

8月末3日間(金土日)

科目 1日目 監査論(2時間)

租税法(2時間)

2日目 会計学(午前午後2時間)

3日目 企業法(2時間)

選択科目(2時間)

(経営学・経済学・民法・統計学)

3. 合格発表

短答式 6月末

論文式 11月中旬

* 太文字は法令基準等を配布

税理士試験

<試験概要>

1. 5科目合格制 簿記・財表・各税法

試験日程 8月上旬の3日間

1日目 簿記論(2時間)

→ **財務諸表論**(2時間)

消費税法又は酒税法(2時間)

2日目 **法人税法**(2時間)

相続税法(2時間)

所得税法(2時間)

3日目 固定資産税(2時間)

国税徴収法(2時間)

住民税又は事業税(2時間)

必修

簿記、財表、法人・所得いずれか1科目

2. 合格発表

12月下旬

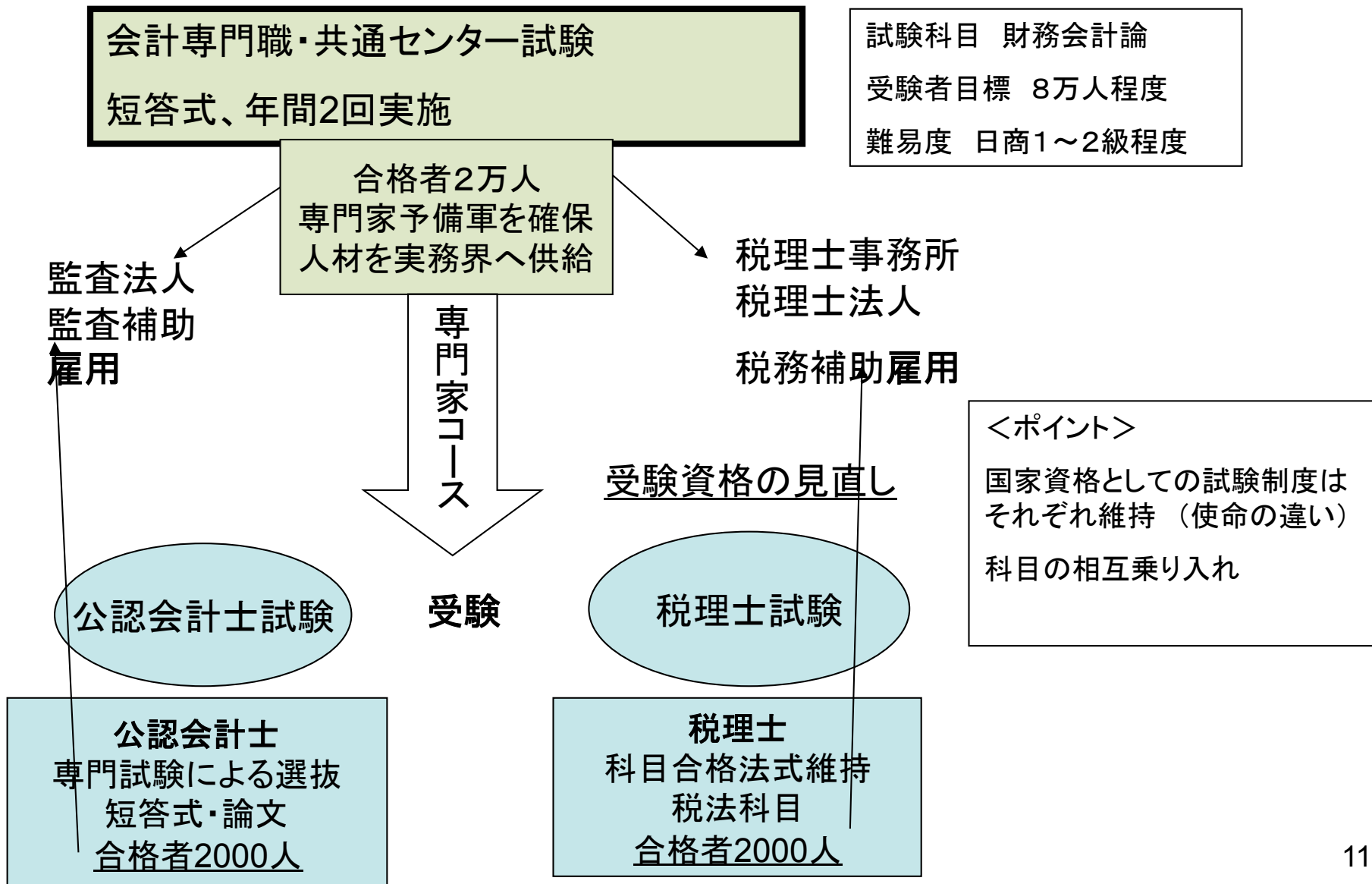
<現在乗り入れ>

税務・会計職業専門家育成プログラムの構築趣旨

1. 経済社会の国際化・グローバル化を踏まえ、税務・会計の専門家及び実務スタッフの人材確保を目指す。
2. 現在の公認会計士制度及び税理士制度の有効性を維持しつつ、両制度を目指す人材を有効に確保する。そのために「会計専門職共通センター試験」を実施する。
3. 試験制度の再構築にあたり重要な視点として、受験者の負担が過度にならないこと、試験免除等を精査し公平性を確保すること、試験制度の透明性を図ること、および現行制度との経過措置を図ることとする。

税務・会計職業専門家育成プログラム(試案)

<イメージ図>



税理士会の制度戦略

＜戦略＞税理士と公認会計士の資格上の区分を明確化し、同時に会計分野の共通試験を導入することで、受験者の利便に供し、適切な人材を将来にわたり確保していく。その場合において税理士法第3条第1項4項の自動資格付与を廃止し第8条の免除規定もゼロベースで見直しを行い、税理士制度と公認会計士制度の免除する基準を平準化する。

＜なぜ財務会計の統一試験を行うか＞

税務の代理人制度である税理士制度を維持するためには、税理士(代理人)と公認会計士(監査人)の資格上の区分をより明確にすることが必要。また、それぞれの独占業務を明確にすると同時に 独占業務のインフラである会計業務は共通性があることを確認する。また従来税理士法においてみとめられていた免除規定は基本的にゼロベースで整理する。その場合の会計の資質を検証する手段として統一試験を位置づける。

→弁護士・税務官公署職員・大学院免除者の試験免除を整理し、統一の基準で財務会計の資質を検証できる。

税理士会の基本スタンス

1. 資格の乗り入れ → NO ×
2. 業務(税務)の乗り入れ → NO ×
3. 人材の乗り入れ → YES ○
4. 試験の乗り入れ → YES ○

<ポイント>

- ・自動資格付与は廃止
- ・試験免除はゼロベースで見直し→OB免除等原則廃止

日本における会計プロフェッションのありかたを考える

1. 業際問題の決着
2. 金融庁懇談会を分析する
3. 再び輝きを取り戻すために
向かうべき方向性

税理士制度を将来とも維持するのはなぜか